

## 家族収入の例 ( 地域 2 )

これらの例はキャッシュエイド ( Cash Aid )、定職、そして助成金を受けたオン・ザ・ジョブ・トレーニング ( OJT ) の違いを示すためのものです。あなたが受け取る金額は家族の員数、就労時間数、そしてその他の収入が幾らあるかによります。

地域 2 扶助単位数 = 2	キャッシュエイド のみを受領した場合	定職 税引き前所得がキャッシュ エイドの額と同額の場合	助成金を受けた OJT
二人分のキャッシュエイド	\$661	\$661	助成金の\$661は 雇用主に当てられる
月間税引き前所得	該当しない (N/A)	\$661	\$661
除外視される勤労所得	N/A	\$661 - \$500 = \$161	N/A
税引き前所得から\$500を差引く	N/A	\$161	N/A
除外視される勤労所得から50%差引く	N/A	\$161 x 50% = \$81 (ドル単位で四捨五入)	N/A
課税対象所得	N/A	\$81	N/A
二人分のキャッシュエイド	\$661	\$661	\$661
課税対象所得分を差し引く	N/A	\$661 - \$81 = \$580	\$661
受け取ったキャッシュエイド	\$661	\$580	\$0
純賃金*	N/A	\$661 - \$59** = \$602	N/A
総収入	\$661	\$580 + \$602 = \$1182	\$661 - \$59** = \$602

\*純賃金 = 税引き前所得から社会保障 ( Social Security )、メディケア ( Medicare )、そして州傷害保険 ( State Disability Insurance, SDI ) 税として9%分を差引いた額  
\*\*社会保障 ( Social Security )、メディケア ( Medicare )、そして州傷害保険 ( State Disability Insurance, SDI ) 税の合計をドル単位で四捨五入した数字。

地域 2 扶助単位数 = 3	キャッシュエイド のみを受領した場合	定職 税引き前所得がキャッシュ エイドの額と同額の場合	助成金を受けた OJT
三人分のキャッシュエイド	\$834	\$834	助成金の\$834は雇 用主に当てられる
月間税引き前所得	該当しない (N/A)	\$834	\$834
除外視される勤労所得	N/A	\$834 - \$500 = \$334	N/A
税引き前所得から\$500を差引く	N/A	\$334	N/A
除外視される勤労所得から50%差引く	N/A	\$334 x 50% = \$167	N/A
課税対象所得	N/A	\$167	N/A
三人分のキャッシュエイド	\$834	\$834	\$834
課税対象所得分を差し引く	N/A	\$834 - \$167 = \$667	\$834
受け取ったキャッシュエイド	\$834	\$667	\$0
純賃金*	N/A	\$834 - \$75** = \$759	N/A
総収入	\$834	\$667 + \$759 = \$1426	\$834 - \$75** = \$759

\*純賃金 = 税引き前所得から社会保障 ( Social Security )、メディケア ( Medicare )、そして州傷害保険 ( State Disability Insurance, SDI ) 税として9%分を差引いた額  
\*\*社会保障 ( Social Security )、メディケア ( Medicare )、そして州傷害保険 ( State Disability Insurance, SDI ) 税の合計をドル単位で四捨五入した数字。

地域 2 扶助単位数 = 5	キャッシュエイド のみを受領した場合	定職 税引き前所得がキャッシュ エイドの額と同額の場合	助成金を受けた OJT
五人分のキャッシュエイド	\$1180	\$1180	助成金の\$1180は 雇用主に当てられる
月間税引き前所得	該当しない (N/A)	\$1180	\$1180
除外視される勤労所得	N/A	\$1180 - \$500 = \$680	N/A
税引き前所得から\$500を差引く	N/A	\$680	N/A
除外視される勤労所得から50%差引く	N/A	\$680 x 50% = \$340	N/A
課税対象所得	N/A	\$340	\$1180
五人分のキャッシュエイド	\$1180	\$1180	\$1180
課税対象所得分を差し引く	N/A	\$1180 - \$340 = \$840	\$1180
受け取ったキャッシュエイド	\$1180	\$840	\$0
純賃金*	N/A	\$1180 - \$106** = \$1074	N/A
総収入	\$1180	\$840 + \$1074 = \$1914	\$1180 - \$106** = \$1074

\*純賃金 = 税引き前所得から社会保障 ( Social Security )、メディケア ( Medicare )、そして州傷害保険 ( State Disability Insurance, SDI ) 税として9%分を差引いた額  
\*\*社会保障 ( Social Security )、メディケア ( Medicare )、そして州傷害保険 ( State Disability Insurance, SDI ) 税の合計をドル単位で四捨五入した数字。